

河川法改正 20 年 多自然川づくり推進委員会 規約

(名 称)

第 1 条 この委員会は、「河川法改正 20 年 多自然川づくり推進委員会」(以下、委員会という)と称する。

(目 的)

第 2 条 委員会は、生物の生息・生育・繁殖環境と多様な河川景観の保全・創出のために「多自然川づくり」がどのように貢献してきたかの成果をレビューし、今後将来へ向けて更にどのような方向に重点化していくべきかを検討することを目的とする。

(組織等)

第 3 条 1 委員会の委員は、水管理・国土保全局長が委嘱する。
2 委員会は、別表の委員により構成する。
3 委員の任期は、原則として平成 29 年 6 月 30 日までとする。

(委員長)

第 4 条 1 委員会に委員長を置く。
2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
3 委員長は、第 2 条の目的を遂行するために必要があるときは、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(委員会の招集)

第 5 条 1 委員会は、委員の 2 分の 1 以上の出席をもって成立する。
2 委員の代理出席は認めない。

(庶 務)

第 6 条 1 委員会の事務局は、国土交通省水管理・国土保全局河川環境課に置く。
2 事務局は、委員会運営に係る庶務を処理する。

(雑 則)

第 7 条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(付 則)

この規約は平成 28 年 12 月 8 日から施行する。

別表

「河川法改正２０年 多自然川づくり推進委員会」構成委員名簿

※敬称略；五十音順

◎：委員長

NO	氏 名	所 属	専門分野
1	池内 幸司	東京大学 大学院 工学系研究科 社会基盤学専攻 教授	河川工学
2	高村 典子	国立研究開発法人 国立環境研究所 生物・生態系環境研究センター フェロー	生態
3	谷田 一三	大阪市立自然史博物館 館長	生態
4	辻本 哲郎	名古屋大学 名誉教授	河川工学
5	中村 太士	北海道大学 農学研究院 基盤研究部門 森林科学分野 教授	生態
6	百武 ひろ子	県立広島大学 大学院 経営管理研究科 教授	まちづくり
◎ 7	山岸 哲	(公財) 山階鳥類研究所 名誉所長	生態